不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う法務省・国土交通省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省建設省令第一号）

二　宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和四十八年法務省建設省令第二号）

三　旅行業者営業保証金規則（平成八年法務省運輸省令第一号）

四　旅行業協会弁済業務保証金規則（平成八年法務省運輸省令第二号）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○財務省令第十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の規定に基づき、並びに電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第二十一号）の施行に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（関税関係帳簿書類の保存方法等） **第一条の四**　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三条（第一項第二号及び第八項を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、第五項第五号、同規則第四条第三項及び第六条第一項中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三条第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）」と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第五号、同規則第四条第一項第一号及び第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三条第一項第三号、同規則第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三条第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目（以下この号において「記録項目」という。）」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付又は金額に係る	（関税関係帳簿書類の保存方法等） **第一条の四**　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三条（第一項第二号を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。